

必ず受講申込前にご相談ください。事前相談をしないで受講した場合、支給の対象となりません。



自立支援教育訓練給付金のご案内

母子家庭の母、父子家庭の父が、就職や技能向上のため、受講前に市が指定した対象講座について、受講修了後に受講に要した費用の一部を給付するものです。事前にご相談ください。

対象者

安芸高田市内に住所を有し、20歳未満の子どもを扶養する母子家庭の母または父子家庭の父で、次の全ての条件を満たす方

- ① 母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている方
- ② 講座を受講することが適職に就くために必要であると認められる方
- ③ 過去にこの事業による給付金を受給していない方
- ④ 「高等職業訓練促進資金貸付金（入学準備金）」等、学資を内容とする他制度を受けていない方
- ⑤ 市税等に滞納がない方

対象講座

- ① 一般教育訓練給付金の指定講座
- ② 特定一般教育訓練給付金の指定講座（専門資格の取得を目的とする講座に限ります。）
- ③ 専門実践教育訓練給付金の指定講座（専門資格の取得を目的とする講座に限ります。）

対象講座の一覧は、「厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム」をご覧ください。お近くのハローワークで「厚生労働大臣指定教育訓練講座一覧」を閲覧してください。



厚生労働大臣
指定教育訓練講座
検索システム

支給額

対象講座によって、支給額が変わりますので、下記の表をご覧ください。

	支給額	差引額	支給上限額
① 一般教育訓練給付金の指定講座	経費の60%に相当する額	雇用保険法による教育訓練給付金の額	20万円
② 特定一般教育訓練給付金の指定講座			
③ 専門実践教育訓練給付金の指定講座	経費の60%に相当する額	※雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格がある場合	修学年数（最大4年）×40万円 最大160万円
受講修了後、1年以内に資格取得・就職した場合	本給付と合わせて経費の85%に相当する額		本給付と合わせて修学年数（最大4年）×60万円 最大240万円

※算出した額が12,000円を超えない場合は支給されません。

※専門実践教育訓練講座を受講し、かつ雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格がない方に限り、支給単位期間ごと（6か月ごと）に支給することができます。ただし、教育訓練施設が受講証明書を発行できる場合に限りますので、あらかじめ教育訓練施設にご確認ください（受講途中での支給方法の変更はできません）。

◆経費に含まれるもの

入学料、受講料（受講に際して支払った受講費、授業料、教科書代、教材費）、左記にかかる消費税

◆経費に含まれないもの

検定試験の受験料、受講にあたり必ずしも必要とされない補助教材費、補講費、各種行事参加費用、通学交通費、パソコン等の器材、施設設備費等

申請から支給までの流れ

受講開始前

確認

ハローワークで雇用保険法の教育訓練給付金の受給資格の有無についてご確認ください。

事前相談

生活状況や取得予定の資格についての確認と自立に向けた計画書を作成します。

【必要なもの】

- ① 講座のパンフレット等（施設の名称・講座名・受講期間・経費等が確認できるもの）
- ② 教育訓練給付金支給要件回答書（ハローワーク発行）
※雇用保険加入歴がない方は、「雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書」

講座指定申請

必要書類をそろえて、受講開始前に対象講座指定申請をしてください。

【必要なもの】 ※戸籍謄本等、一部省略できる場合があります。

- ① 受講対象講座指定申請書（所定の様式）
- ② 申請者及び扶養している児童の戸籍謄本又は抄本
- ③ 世帯全員の住民票
- ④ 母子・父子自立支援プログラムの写し等
- ⑤ 講座のパンフレット等（施設の名称・講座名・受講期間・経費等が確認できるもの）
- ⑥ 教育訓練給付金支給要件回答書（ハローワーク発行）
※雇用保険加入歴がない方は、「雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書」
- ⑦ 申請者のマイナンバーがわかるもの
- ⑧ 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

講座指定通知

申請書類を審査し、受講対象講座指定（却下）通知書を送付します。大切に保管してください。

受講

指定を受けた講座を受講してください。

支給申請

必要書類をそろえて、次の申請期限に支給申請をしてください。

【①支給申請】 ・指定講座の受講を修了した日から30日以内

・もしくは支給単位期間（6か月）の最終受講日から30日以内

※雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格がある方は、先に教育訓練給付金の支給申請を行い、支給決定後30日以内に申請してください。

【②追加支給申請】

・対象講座受講修了日の翌日から起算して1年以内に就職した日から30日以内

【必要なもの】 ※戸籍謄本等、一部省略できる場合があります。

- ① 支給申請書または支給申請書（追加支給用）（所定の様式）
- ② 申請者及び扶養している児童の戸籍謄本又は抄本
- ③ 世帯全員の住民票
- ④ 母子・父子自立支援プログラムの写し等
- ⑤ 受講対象講座指定通知書
- ⑥ 教育訓練施設の長が発行した教育訓練修了証明書・修了証書
（受講開始日及び受講修了日がわかるもの）
※支給単位期間ごとの支給を希望された方は、教育訓練給付受講証明書
- ⑦ 教育訓練施設の長が発行した教育訓練経費の領収書
（施設名、受講者氏名、講座名、領収額、領収日の記載および領収印があるもの）
- ⑧ ハローワークが発行する教育訓練給付金支給・不支給決定通知書
（雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格がある方のみ）
- ⑨ 資格を修得したことを証明する書類
- ⑩ 申請者のマイナンバーがわかるもの
- ⑪ 振込先口座がわかるもの
- ⑫ 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

支給決定通知

申請書類を審査し、自立支援教育訓練給付金支給（不支給）決定通知書を送付します。

支給（振込）

請求書をご提出ください。

必要な届出

対象の要件に該当しなくなった場合は、速やかに届出してください。

- ① 母子家庭、父子家庭でなくなったとき（婚姻、事実上の婚姻）
- ② 指定講座の受講を途中でやめたとき（退学、休学）
- ③ 安芸高田市に住所を有しなくなったとき

＜お問い合わせ＞

〒731-0592

安芸高田市吉田町吉田 791 番地

安芸高田市役所 福祉保健部

こども家庭センター

TEL：0826-47-1283